

第3章 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

役場内に、横断的組織として災害時要援護者支援班を設けることとし、位置付け、構成及び業務は以下のとおりとします。

【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。

災害時は、災害対策本部中、八雲町総合保健福祉施設 保健福祉課内に設置。

【構成】

平常時は、班 長 保健福祉課長

副班長 総務課長・住民生活課長・地域振興課長・住民サービス課長

班 員 企画振興課・落部支所・八雲消防署・熊石消防署

災害時は、基本的に保健福祉課長、住民サービス課長及び担当で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援プラン（個別支援計画）の作成、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者相談窓口との連携・情報共有等

2 関係機関との連携

町は、町内会等と連携し、個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、複数名選出する。

3 避難支援体制の構築

避難などの際に、特に人的支援を要する要援護者については、避難支援プラン（個別支援計画）を作成し、関係機関や関係団体と連携して支援体制を構築していく。

なお、要援護者に対し、要援護者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知する。

《災害時要援護者支援班業務内容》

関係課	業務内容	
総務課	平常時	・地域での防災訓練を開催し、防災力を高める 他
	災害時	・災害対策本部等を設置・運営し、避難所開設、備蓄提供 ・避難準備情報、避難情報を支援班に連絡 ・町からの避難準備情報、避難情報等の発令 他
落部支所	平常時 災害時	・落部地域における災害情報の収集等に関する事。その他総務課、企画振興課の業務内容に同じ 他
企画振興課	平常時	・地域の防災リーダーである町内会等に避難支援個別プラン策定の推進を支援 他
	災害時	・避難勧告及び指示並びに避難所の広報活動 他
住民生活課	平常時	・安心ほっとネット事業を活用し、要援護者の見守りを行うと共に連携体制の構築を図る ・民生委員等との連携を密にし、地域の要援護者の把握に努める。他
	災害時	・町からの避難準備情報、避難情報を民生委員へ情報伝達 ・避難所の連絡調整及び相談窓口を開設 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等との連絡調整 他
保健福祉課	平常時	・関係課より要援護者情報をとりまとめ、関係課・関係機関に情報提供、管理、更新 ・全体計画の作成、個別支援計画のとりまとめ 他
	災害時	・要援護者の安否確認 ・福祉避難所及び福祉避難室の設置 ・福祉サービスの継続 他
地域振興課	平常時 災害時	・熊石地域における災害情報の収集等に関する事。その他総務課、企画振興課の業務内容に同じ 他
住民サービス課	平常時 災害時	・住民生活課、保健福祉課の業務内容に同じ 他
八雲・熊石消防署	平常時	・地域での防災訓練を開催し、防災力を高める 他
	災害時	・人命の救助及び捜索に関する事 ・消防団への情報伝達体制の決定に関する事 他